

## 千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会 議事録

### 1 日時

平成29年7月25日（火） 午後2時から午後5時45分まで

### 2 場所

千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール

### 3 出席者

(1) 委員（総数5名中5名）

佐藤委員 村山委員 大屋委員 金子委員 三島委員

(2) 県

岡田障害福祉事業課長ほか

(3) 千葉県社会福祉事業団

相馬理事長、古川更生園施設長、渡辺養育園施設長、鈴木事務局長

### 4 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

① 報告事項

千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

② その他

(3) 閉会

### 5 議事における主な意見及び質疑応答

議事録署名人 大屋委員、村山委員

(1) 報告事項

千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

#### ○参考資料1～3について説明

〈委員討議なし〉

#### ○参考資料4、5について説明

〈委員討議〉

(大屋委員)

聞き逃したと思うのですが、最初の参考資料4の説明会というのは、保護者総会とは別に、別途開かれたのですか？

(事務局)

こちらの保護者説明会につきましては、事件以降、毎年度末に、事業団とセンターの今の見直しの進捗状況を説明するために特に開いているもので、県と事業団の共催で開催しているものです。そこで、その年度の事業団とセンターの見直しの進捗状況を保護者の方々に説明しているというもので、保護者総会とは別のものとなります。

(大屋委員)

参考資料冊子の5ページで言うと、3月25日に相当するものですか？

(事務局)

はい、そのとおりです。3月25日(土)に行ったものです。

(大屋委員)

そうしますと、参加されたのは、主に更生園の方ということですね？

(事務局)

そのとおりです。更生園が24名で養育園が3名なので、主に更生園の方々です。

(大屋委員)

説明されているのがどういう内容なのか、想像はつくがよくわからないところがあるのですが、42ページの民営化について、「民営化とならないように指定管理者と協力しながら頑張っていきたい」というのが、県の考えということによろしいのですか？

(事務局)

こちらにつきましては、当日の保護者説明会で、37ページからの付帯意見についても説明させていただきまして、その37ページの一番下のところに、「次期障害者計画の終了時点(平成32年度末)までに達成できない場合は、県立施設ではなく、民営の入所施設としての経営を予定し」という記載があるので、それに関するご質問でございます。こちらにも、「支援水準の向上が県立施設としてのレベルに」達しない場合はとあるので、当然支援レベルは向上しなければならないということもあって、そういう状況にならないように、支援レベルの向上を県と事業団で協力してしていきたい、というような回答をさせていただいたというところです。

(佐藤座長)

この、(43ページの)委員の中から「税金の無駄遣い」という親御さんのご発言があったという記載があるのですが、議事録をみても、私の記憶にもそういう発言はないんですけども、どういうご質問だったのかというのをちょっと(教えていただければ)。議事録はどこかにあるのですか？

(事務局)

少し誤解というか、言葉遣いがあまりよろしくないと思うのですが、おそらく発言としては、今の更生園が、利用者の回転、地域移行などがなされず、特定の利用者だけに支援しているような状況なので、そういう状況に特に税金をつぎ込むのはどうかというようなことを、質問者の方は「税金の無駄遣い」というような形で表現されたのかと思います。

今議事録がございまして、発言を言いますと、「今いる人をただ何とかするためだけにそれをずっと続けるのはですね、やっぱりこれは税金の無駄遣いですよね？」というような御意見だという形です。

(村山委員)

その前にやはり、行動障害のようなものがあつた訳ですね？

(事務局)

そうですね、本当は行動障害のあつた方をどんどん、更生園からは移行させて、新しい強度行動障害の方を入れていくという発言が前にありました。

(村山委員)

その行動障害の事業が、成果をあげていないのではないかというところかと思うので、ただ今いる人にだけ云々だけですと、またちょっと誤解を与えるかと。

(事務局)

そうですね、強度行動障害支援事業がうまく回っていないということです。新しい利用者さんを入れて3年で退所する、というのがうまく回っていれば問題はないけれども、そうになっていない、そういうニュアンスです。

(村山委員)

42ページの、「いくつか伺いたい」という中の「県立としてのレベル」という文言なのですが、今千葉県の中で県立の知的障害者の入所施設というと、ここだけですよね。ですから別に、どこか他が達しているという意味ではなく、やはり県立なので、求めるものが民間の施設以上のものとなる。支援の質だったり、今の時代に応じた支援だったり、ご本人の暮らしをどうつくるのかというところを、県立として高みを目指してほしいという、そういう意味でのレベルだったと思うんですね、付帯意見の中では。なので他に県立としてのレベルに達しているところがあって、それにどうこうというのではないというところなんです。ただ、県立としてのレベルという表現が、具体的にどの程度というところがなかなか、それぞれの委員の考え方も多少は違うところもありますけれども、本来は「県としてここまで」というのがはっきりとあるべきだと思うので、そこは県としてしっかり、保護者の方々に伝えていただきたいと思います。

(佐藤座長)

今のはご要望ということですね。

(三島委員)

県立としてのレベルに達しないという話がありましたが、これは僕が、今年の1月に更生園の強度行動障害の支援を見て来たときに伺った限りなのですが、本当に散歩もない、建物の中だけで過ごしている状況を見まして、今日も資料にさつき寮の外出の実態が出ていますが、確かに少ないんですよ。週に1～3回というレベルで、イギリスでしたら月に5時間くらいの散歩というだけで虐待として大問題になったんですよ。それくらいの事柄であるし、実際に支援でもデイケアの時間等が本当に短いんですよ。たぶん午前1時間、午後1時間で、午後2時30分にはおやつも終わって寮に帰っているという説明を聞きました。2時30分から5時まで何をしているか、おそらく部屋の中でゴロゴロしているような状況で、これは言って良いのかわかりませんが、毎回洋服を着ていない人が3人くらいいらっしゃるんですね。それを見ていると、とてもこれからの強度行動障害の人の支援を先駆的に行政がやって、この方向性であればこういう人たちは幸せになるなというものの実践がある訳ではないですよ、とても思えない。ただ県の行政責任として、障害の重い人の面倒を見なくてはいけない、そういう場をつくらなければならないという意味の機能は果たしているかもしれませんが、それは後ろ向きの県のレベルであって、むしろ、もっと先駆的にやってもらいたいというのがあって、県のレベルに達しないという言い方になっていると思います。

それから、僕も読ませてもらって、保護者というのは袖ヶ浦福祉センターに慣れていると思うんですよ、こういう意見が出てくると。どうなるかわからない。結局、強度行動障害を持っている人のご家族というのは、大変苦勞をして、ようやく袖ヶ浦福祉センターにたどり着いた訳ですよ、そういう意味ではセンターにとっても感謝している。でもその感謝というのは依存になってしまって、ここしか生きる場がないという認識も当然あると思うんですね。ですからあの廃墟のようなボロボロの建物に関しても、保護者にアンケートをとると、結構満足して、割合良い環境ですと言うんですよ。僕は、保護者が本当に苦しい思いで利用していると思います。ですから、本当に安心して地域に出でいけるような場がセットされれば、そういったことがなくなると思うんですね。でもそういう中で、読ませてもらった資料では、地域に行っても良いという人がもう十何人も出ているというお話を聞きまして、みんながそうであっても、ここから離れた方が良いという人もいらっしゃるって、そうするとこういう話を聞いて、地域サポートをもっと強めていけば、疑問点はなくなるものですね。こういうのは基本的にいろいろな形の表現をとっていますけれども、自分の家族はどうなるんだろうという不安が一番のベースにある訳なので、地域でも大丈夫、いや、地域の方がもっと豊かな生活をできますよということを、県もしくは事業団の方で示せばみんな喜んで移行すると思うんですよ。あの建物の中でまた4、5年を過ごすのは、たぶん皆さん望んでいないのではないのでしょうかね。僕はそう思います。

あともう一つの話は、これは見直し進捗管理委員会に関する保護者からの質問なので、こういう質問に関して、県が答えてしまっている部分がありますが、県や事業団がこの問題に関しての当事者なんですよ。当事者が自分で回答を示して、見直し進捗管理委員会はたぶんこう考えているんだろうという言い方はまずいので、もしそういうことがあれば、見直し進捗管理委員会にちゃんと確認をとってから、「こういうことだと思う」という形で返していただいた方が、真意が伝わると思います。

以上、3点です。

(佐藤座長)

今、御意見、ご質問が3点ありましたが、何か応答はありますか？

まあ、県立施設のレベルに達していないというよりは、感覚的には虐待と言って良いようなレベルだと思いますけれども、そういう実態があるということを我々は認識していたということです。そこをもう少し考えて、それから、保護者の皆さまのご心配をどう克服していくかということについては、特に県だと思いますけれども、県と事業団の取組が重要であるというご指摘であったと思います。もう1点は、答えるときの確認ですが、確認してから答えるということですが、その3点について、何かございますか？

(事務局)

まず、県立施設としてのレベルに達していないというご指摘ですが、集中見直し期間に2年間、取り組んでまいりました。県としては、事業団としても県立施設として民間施設のモデルとなるような強度行動障害の支援拠点としての機能、役割を果たせるような施設にしたいということで取り組んでまいっておりますけれども、まだまだそのレベルに達していないというご指摘ということで、今後ますます、目標に向けて頑張っていくといけないと考えております、抽象的なんですけれども。それから保護者の方が苦勞していらっしゃるということで、県としても地域での受け入れ体制づくりということで、ソフト面でも強度行動障害の研修を単独でやったりなど、施設整備について県の補助金をつけてみたり取り組んできておりますけれども、まだまだそのあたりの取り組み、やり方も含めて見直していかなければならないところが多々あると思います。県として、またご指摘を踏まえながらやってまいりたいと思います。

(佐藤座長)

袖ヶ浦福祉センターだけを見ていても、移行については議論が難しいところがあって、むしろ袖ヶ浦の外、千葉県全体を見ないといけないと思っています。知的協の会長さんも、我々はいつも受け入れる用意があると言っているということ、公式の場で仰っているのですが、どうもそこがちぐはぐな感じで進行しているのかなと思うので、県の方は県全域の、受け入れ体制のチェックというか進行を進めていただきたいですね。要望ですけれどもそう思っております。

あと保護者の皆さま方がご心配をするのは当たり前で、今後この施設はどうなっていくのかというのは当然、私が保護者でも同じような心配を持つことになりますので、それは全く妥当な御意見だと私は理解しています。ですがそれはそれとして、定員を縮小するというのはこの委員会の最初の目標であり、それは何もそれ自体が目標ではなく、施設の生活環境を良くするというの大前提になっている訳です。その意味で、縮小をするために移行をしていくときには、当然利用者さんご本人の御意向を考慮していくというのは重要なことになる訳ですが、津久井やまゆり園の方で行われている移行作業においては、ご本人の意向を確認するために相当手厚い意思確認作業を行っているというように伺っています。これは時間もかかりますし人手もかかります。そういったことが袖ヶ浦で行われ

る可能性があるのかないのか、そこを少しお伺いしたいのですが、全く想定外ということであればぜひ行っていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか？

(事務局)

移行を進めるにあたっては当然利用者様、利用者のご家族様の御意見を尊重しながらということですので、それが大前提でございます。それについては、後で事業団からもあると思いますが、移行に当たっては保護者説明会などを、今もやっておりますが、今後もっと重点的に取り組んでいきたいと考えています。

(佐藤座長)

保護者説明会は当然として、そうではなくご本人の意向の確認ですね、それをやるということが重要で、現場に1日行ってご本人と会って、「どうですか」と伺っても意向の確認には全然ならない訳です。地域移行についてのご本人の意向をどう確認するかというのは、意思決定支援の問題が、いろいろな方が専門的な知見を踏まえてご本人の長時間にわたるケアをしていって初めてわかるのだと思いますけれども、実際に津久井やまゆり園の移行チームでは、そういうことが行われていると聞いております。これはまあ、神奈川県がやっているということですが、ご家族も重要ですがご本人が一番重要なので、ご本人の意思を確認するという作業をこれまで事業団の方は行われていないというように思うのですが、今後そういうことをやる予定があるかどうかということ、せつかく保護者の皆さんからそういうご心配をいただいておりますので、ちょっと検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか？

(事務局)

具体的にこのようにしてご本人の意向を確認するということを今ここではお話することはできないのですが、ご本人様の意向の確認方法を、先ほどおっしゃられたような他県の事例などを参考にしながら、確認していかなければならないかなと思っております。

(佐藤座長)

神奈川県の方にも確認していただいて、おそらく厚労省の意思決定支援チーム、ガイドラインを作ったような専門的な人たちも何人か派遣をしてチーム的に行動されているというように伺っておりますけれども、千葉県でもぜひそういう活動をやってもらいたいと思っております。

あと、保護者の皆さまの御意見でちょっとわからないところがあるので確認なのですが、43ページにある「支援員も緊張を強いられる」ところや「目を離さないで見ている」というところについて、もちろん目を離さないで見ているということも重要だと思うのですが、おそらくこれはこの職場でよく言われている言葉で「把握」という作業をおっしゃっているのかと思います。私の理解が間違っていたら申し訳ないのですが、その「把握」という作業は一体どういうことなのかということ、ちょっとご説明いただけるとありがたいのですが。

(事業団)

4月1日付けで「把握」という言葉を私どもは使わなくしました。「見守る」という言葉に表現の仕方を変えて、標記も変えることにいたしました。ものではなく、人でありますので。ただその中の、大きく意味するところは突発的な行動を起こしやすいときに、すぐに対応できる位置にいるということ、支援上ではそこが一番の課題としているところがございます。ただそれを、手をつないでその方を見守ろうとするというのは全くコミュニケーションの意思表示、感情を持たずに横にいるというのは全く違うことになると思います。そういう意味では私どもは、見守りということとその方との感情的な交流を維持しながら、横にいるという表現、理解の仕方と考えているところがございます。

(佐藤座長)

ありがとうございます。言葉の使い方を変えられたということで、大変結構なことかと思いますが、側にいてじっと見ている、見守っているというのは会話も何もなくじっと立って見ているというようなことを今までずっとやってこられたと思います。それが変わったのか変わってないのかよくわからないんですけども、少なくとも言葉遣いは変わったということですね。入所者の方がずっと生活されている側に職員さんがおられて、ずっと監視だけをしているという状況が、端から見ていて、職場の中の方は慣れておられれば特に奇異には感じられないと思いますけれども、端から見た人の感想を聞くとちょっと異常な職場だなという意見もございます。緊張を強いているというよりも職場自体がそういうことになっていないかと思しますので、そのあたりは保護者の方の御意見もさることながら、むしろこういうことがないようにした方が良いのかなと、せっかく御意見が出ていますのでコメントをさせていただきました。

保護者会の意見については、他によろしいでしょうか？

(三島委員)

直接今のお話とは関係ないんですけども、保護者の見方で、「他害のある人を継続してみることによる」というところがありますよね？このあたり、僕は図式というか、強度行動障害という訳のわからない人がいて、いつ他害するかわからない、だから見ていなくてはならない、こういう図式なんですよね。でもこれって、僕の経験からすると、実はいろいろストレスがかかっていて、他害になる。例えば、相手の人が騒がしくて、自分たちが辛くて、突き飛ばしたり噛んだりする、あるいは自分はゆっくりしていきたいのに、なかなかゆっくりできなくて次のスケジュールにすぐグループで動かなくてはならないなどで。そういう意味では環境によって、行動って変わるんですよ。だからこういう人たちだってもっと満足して安心できる環境にいけば他害ってなくなるし、落ち着きも出るんですね。ここでやはり見方の違いがすごく大きな分岐点だと思います。つまり、こんな人が地域で生活できる訳がないだろうと、こんなに他害があって多動で、目を離さないでどうやって地域で生活できるんだろうと思うでしょ？ところが地域に出て自分の満足できる生活ができるようになると、そんなに多動でもなくなるし、他害なんて消えていくんですよ。ですからそういう見方をして、この図式を変えないといけないと僕は思います。施設の中で、この図式で考えている限りはたぶん、こうした問題は解決しない、もっともっと管理を強

めないといけないということで、どんどん支援が管理的になっていくと思いますね。

(佐藤座長)

御意見ということでよろしいですね。他にはよろしいですか？

では、保護者会については以上とさせていただきます。

## ○参考資料6～8について説明

〈委員討議〉

(佐藤座長)

一番最後に説明のありました、ながうら地域支援センターは自主事業ですよ？それでこの方々に1年後に、新しくグループホームをつくるということなんでしょうけれども、それによると事業団の数が減るといふ、そういうことで理解してよろしいですね。見通しとして、1年後はどれだけ、今年度末くらいにはどのくらいの見通しを想定されておられますか？まあ、答えにくいということであれば結構なんですけれども。

(事業団)

この自主事業の、地域支援センターの12名の方の受け皿に関するグループホームの建設につきましては、1年間遅れますけれども、そちらの方で空けますというお話は、そちらの法人の理事長からも承っているところでございます。ですから計画が、次年度建設が進んで完成すれば、そちらの方に現在グループホームで暮らしている方々はそちらの方に入居するということになるかと思っております。ただその後に、できれば更生園の方をそちらのグループホームの方に移すという考え方で私どもはおりますし、そういう考え方を前回のプレゼンテーションの中でもお話をしたところで。

(三島委員)

人事の話ですが、これから袖ヶ浦福祉センターが地域転換していくとなると、評議員さんは別として、理事さん等に関してはかなり地域型展開で進展のある方や実績のある方が入っていると思うんです。こういった方はどなたになるのでしょうか？

(事業団)

理事の小林勉さんですが、この方につきましては強度行動障害の支援事業、グループホームの支援事業を県内でおそらく一番最初に立ち上げたところでございまして、そちらの方に更生園から1名、養育園から1名、入居されておりますので、強度行動障害を持っている方のグループホームの建設につきましては、大変見識のある方です。それからその次、佐久間智さん、この方につきましては県の福祉協会の障害者支援施設部会の部会長をしておりますので、この方についても障害者支援施設から地域移行へという考え方を、しっかりとしたビジョンを持っている方でございます。私どもの移行ワーキングチームの委員としても参加いただいております。そして新しく理事に就任をいただきました飯田俊男さんにつきましては、身体障害、養護施設の施設長をしていらっしゃいます。更生園の利用者さんには身体障害の方もいらっしゃいますので、その方々の移行につきまして、様々

な助言をいただいているところでございます。

(三島委員)

ありがとうございました、僕もそういう人事ということですのでごく安心しました。

それから、他で言おうかと思ったんですけども、入所している利用者の状況は、最終報告にありました目標の一つの少人数でのサポートというか、これに関しては、寮というのがおそらく運営単位かと思うんですけども、12、10、11、12、4、7など、おそらく事件があったときとあまり変わっていないのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか？

(事業団)

後ほど移行の計画、状況にも触れるかと思えますけれども、現状で9つのユニットに、それぞれ10～12名の方がいらっしゃるということで、現在、年度内に4～5名の方が移行できるのではないかということで、今立てております。ですからこの中のいくつかの寮につきましては、もっと人数が減るだろうという見通しを持っておりますけれども、それ以外で、現時点でこの所属の寮の人数が減るという予測は、今のところないという状況でございます。

(三島委員)

しつこいですが、最終報告でのリクエストの大きな項目というのは、少人数の単位でサポートしていくということが期待されている訳ですが、それが今のお話ですとなかなか実現できるビジョンがないということだとすると、事業団としては今後をどのように考えておられるのかということをお聞きしたいのですが？

(事業団)

最終報告の中でも更生園の定員が半減程度ということで記載があるので、私どもも今回のプレゼンテーションで5年後の平成34年度末について、現時点で55名という数字を見込んでいるところでございます。先ほどもお話をしましたけれども、他法人の受け皿がなかなかうまく進まない現状ですので、ながうら地域支援センターも現在、グループホームとして使用しているところを使わせていただくところを皮切りとして、グループホームを点在させていくという考え方で前回、プレゼンテーションで提案をしたところですので、その計画はこれからもう少し具体的な青写真を作ってまいりたいというように考えているところでございます。

(三島委員)

しつこいようですが、今の更生園の建物では少人数化はできないと判断されている訳ですよね？

(事業団)

例えば、検察には今12名いらっしゃいますけれども、現在それぞれの1ユニットにフ

ロアを真ん中にして、半分ずついらっしやるんですけども、その1ユニット、検寮という12名を6人と6人という形にするということは可能だと思います。養育園が1つの寮を2つにする改修工事を入れました。そういう形でのことはできると思いますけれども、ただ現在の建物でその改修工事を入れるのか、あるいは今使っていない建物もありますけれども、それも今のところ使えない状況にありますので、考えられる1番早い方法としては30年度からのながうら地域でのグループホームの移行に合わせて、更生園の方々に新しい暮らしの場所に移っていただいて、そこで支援をするということが一番の近道かなと考えています。

(佐藤座長)

誰がどう見ても今の建物のままでというのは難しいだろうなと思います。そのまま少グループ化というのは改修に相当お金がかかるという話なのですが、建て替えにしてもどれくらいの規模でという話は当然出てくるので、そのためにはやはり目標を達成するというのが大前提となると思っております。そういうことで中間報告ではいろいろ耳障りなことを書かせていただいたということですが、ぜひとも目標を達成していただきたいということですね。

(大屋委員)

今の議題の続きになるのですが、もう説明されているのか、これからもう1回説明されるのかわかりませんが、ながうら地域支援センターですが、このグループホームは賃貸契約の関係上で残っていたんでしたっけ？

(事業団)

あれ全部が県の建物です。

(大屋委員)

では、それ自体はこれからも契約として続くということですか？

(事業団)

続けていただけるのであれば。

(大屋委員)

ながうら地域支援センターという建物の方が大事なのか、自主事業のグループホームをつくるというシステムをつくる方が大事なのかというところはあるかもしれませんが、そこを軸にしてということを実業団がやるということなんですよ？ながうら地域支援センターと書いてありますが、これは実際の事務所は事業団の中にある訳ですよ？それとも、ながうらにあるのですか？

(事業団)

いえ、事業団の今の建物の、道路を1本挟んだところにあります。

(大屋委員)

ちゃんと建物があるんですね。ではそこが、ながうらという名前が今後付くのか消えるのかわかりませんが、何らかの地域支援センターということで新たな建物を賃貸することも考えつつ、建てることも考えつつ、地域移行の自主事業を行うことによって、本体を少しずつスリム化していくということが、大卒の今後の戦略ということですね。

(金子委員)

この場で申し上げる質問なのかわからないのですが、28年度の社会福祉法人の制度改革の中で、社会福祉法人として公益的な取組、それは充実残額が出るか出ないかに関わらず、そういった方向性が求められる中、児童サービスセンターの事業について言及されています。県立施設として、他の法人のモデルとなるべき事業団のあり方として、今後の方向性はどのように検討されているのでしょうか？

(事業団)

児童サービスセンターについては現在、3市との療育支援事業の委託契約を結んでおりますので、そちらの方に、法定のものでありますが、例えば心理判定をとというのは、この中に入っていないものだというふうに私は理解しておりますので、そういったものは公益事業として、児童サービスセンターは位置付けられるのではないかと考えているところです。その他の社会福祉法人で知的障害に特化しておりますので、いろいろな相談事業も、これも法定のものになってしまうのですが、現時点では、私どもとしましてはこの先の事業展開をどうするのかというところに力を注いでおりますので、それ以外の公益事業につきましては、今のところ児童サービスセンターで考えられる心理判定等が代表的なものになるかと思えます。

## ○資料1～3、三島委員提出資料について説明

〈委員討議〉

(金子委員)

単純な質問ですが、資料1の中で更生園の権利擁護部会に本人部会を立ち上げたとありますが、もう少し具体的に中身や、職員の方の関わり方をお聞かせ願えればと思いました。

あと、若干意地悪な質問なのですが、利用者さんと同じものを食べているとあるのですが、資料3がありますが、お一人1か月にどのくらい食事を摂られると、この数になるか、支援の中で同時に食べるというのは難しいという課題も提示されていましたが、教えていただければと思えます。

また、先ほど三島委員がご紹介された資料に関係して、外出について、15ページの資料では、当初2月は26回で月平均3.7回、これが6月になると62回で月に8.5回ということで、中身について教えていただければと思えます。

(事業団)

まずは更生園の本人部会についてですが、利用者さんたちが集まって、最初のイメージ

としては給食について利用者さんの生の声を届けようということで、栄養士さんとも調整をしたのですが、なかなかコミュニケーションをとるのが難しい利用者さんも多く、一同に会して会議を行うのは更生園の方は難しいということで、利用者さんの特性がわからないと意見を反映できないのではないかと感じました。日頃の支援の中で特徴をつかんでいる方について聞き取っていただくと助かるということで、それを受けてまず始まったのが本人部会としての取組の始まりでした。意見の方は少しずつ出て、反映されるようになってきていて、一同に会して集まれるようにしていきたいなというのがあります。

それから、全部で5つの行先があるんですけども、全面的に全部がというのは難しいので、グループを小さくしていくことから取り組んでいます。

あと、同じものを食べるということで、食事に関してですが、大体300食のうち、更生園はお昼がほとんどなんです。朝と夜というのは一緒に食べるのが難しく、食事の支援をしていると職員の食事時間が終わってしまうということになってしまいます。お昼がほとんどで、平均すると1日に10食近くという形になろうかと思えます。

外出の中身についてですが、まず、先ほど三島委員の方からもありましたように、個別性ということで、そよかぜ荘ですとかそういったところでは、できる範囲で個別性が図られていて、一人ひとりプログラムが分かれているような状況です。さつき寮はどうしても他の施設で対応が難しい方が、事業団の中でも集まってしまって、それが少し大きい集団です。今利用者さんが7名まで減ってしまっていて、そういった意味では個別の範囲は広まってきております。外出の数は多少ばらつきがあって、動物が苦手な方ですと、行った先に動物がいるような、コンビニが苦手な方もいましてですね、そういった方も一人ひとりに合わせて行先には配慮しているところです。どちらかと言えば一気にはいけないので、運転手が一人いて、横に付き添って一人いる、特別に近い形です。外出の形態としては外に出ることが多くなるとともに、経験の幅も広がって、行きたいところに行くと、この経験がつながって行先を探し続けているというか、マッチするところを探している方も中にはいらっしゃるという感じです。

(金子委員)

外出経験を重ね、蓄積することで、つながるということですね。ありがとうございます。

(佐藤座長)

金子委員の続きなのですが、15ページの表の見方でわからないところがあって、これは数字が入っていますけれども、散歩というのは散歩だけで、コンビニに出かけたときはこれは歩いて出かけて行っていると思うのですが、これは散歩ではないのですか？

(事業団)

袖ヶ浦は田舎なので、歩いてコンビニには行けません。車です。近隣の商店になると歩いて行けるということです。両方重なっているというのは、この中には入っていません。散歩は園内というのではなく、外に出るといって散歩です。

(佐藤座長)

どのあたりでしょうか？あの辺で散歩といってもなかなかイメージがわからないのですが。

(事業団)

あまりないですけども、どこかの神社ですとか、あとは最近、近隣にカフェができたので、歩いて行ける場所ができていくということになります。

(佐藤座長)

この数字はダブルカウントはないということですか？外食に行って散歩ですとか。

(事業団)

床屋とコンビニはあると思います。(散髪が)終わった後、買い物をして帰ってくるとかはあると思いますが。

(村山委員)

いろいろ感想はあるんですけども、まず最初に本人部会の話が出ましたので、今の説明では私はまだわかりません、想像できない。せつかく本人部会という名前までつけて、食事と外出先などを主体的に話し合ってもらおうということなのですけども、ぜひこれをしっかりした本人部会にしてほしいと思っています。本人部会ってお互いに学び合うんですね、学習もすごく必要。生活の質を上げるための学びも大事だと思うので、情報提供のようなこと、今日はこんな活動をやったとか、こんなことがあるねとかの話も必要ですし、外出したときも、Aさんはどこに行ってきた、Bさんはどこに行ってきたとどうだったといった話が、例えば映像ですね、お話できない人にとってはちょっとした映像や、写真でも動画でも良いので、そんなものを見せながら、Aさんはこんなところに行ってきたこんな表情だったんだという、経験をなかなか積めないDさん、Eさんといった人たちがこういうところがあるんだと映像でわかる、それも情報ですよ。だから今度は私も行こう、みたいなことを指さして表現できるかもしれないし、ぜひ本人部会を始めたならば、本人のいろいろな選択だけをする場ではなくて、いろいろな情報を蓄積できる場として活用できたら良いし、その中で友人関係も別のものができると思うし、職員さんとも近いコミュニケーションができると思うので、ぜひそこを良いものにしてほしいなというように思いました。良くすることはできるはずですし、それは作業にしてもそうですね、この人は今日はこんなことをしているんだと、そういったことも情報として提供してほしいと思います。

そして、三島委員のお話も将来像として、今いろいろな地域にある、移行していく地域拠点になるとか、将来的に理念に向かって進むという形としては非常にいいものだと思うので、進めてほしいのですが、そういうことをする相手も入所されている方も今はいらっしゃる、今までも暮らしてきたけれどもまだまだこれから何年もそこに暮らされる方がいるということだと、やはりこちらの進捗管理委員会が提示した、食事や外出もそうですね、私は日中活動を一番充実させてほしいと思っています。職住分離という表現もありますけれども、いろいろな取組をされておりますが、何だかよく見えない原因は、例えば、Aさんは平日は朝から起きて食事して、日中活動は何時くらいに始ま

って午前中は何時くらいに終わって、お昼はいつ食べて、午後の日中活動はどの時間から何をして、帰ってきて入浴と食事をいつして就寝になるのかという、1日の流れがわからないと、その方の暮らしが良いものになっているのか見えないということですね。日中活動の内容を箇条書きで書かれても、その努力はすごく感じますけれども、具体的にご本人にどういうふうな変化が現れるのか、本人本位という形で日中活動がなされているのかというのを、もうちょっと具体的にしてほしいなと思っています。何人かの方々の平日の暮らし、休日の暮らしというのが見える形で提示していただくと、本当に事業団の職員さんたちが努力して暮らしが良い方向に向かっているというのが見えるので、そういう提示の仕方をしてほしいと、一つお願いです。

そして、日中活動もいろいろ書かれていますけれども、先ほどの三島委員の中にもありましたが、中だけの活動でなくて、外に出てという日中活動も導入していただけたらと思っています。例えば外に出ている18名の方は朝きちんと10時から3時まで日中活動をされていると思うんですけども、なかなかそこに行けない方々の状況の厳しさというのももちろんあると思いますが、少しでも見通しがつけられる日中の過ごし方をご本人に提示して、考慮していただきたいと思っています。それで、要所要所でご本人に絵カードとか、視覚的な支援でコミュニケーションで意思を引き出すということをしていると思うんですけども、今まで行った中で、あそこの暮らしの場で目に見えたスケジュール表があるのは入浴時間くらいですね、この時間は誰が入るなどがありましたけれども、日課みたいな表示がほとんど見当たらず、職員さんにお聞きしたときに日課はみなさんそれぞれこの暮らしに慣れているので、体に染みついていて、何もなくてもきちんと動いてくださるというようなお話がありました。それってそんなに変化のない毎日を送っているんだというのが、私は逆にすごく寂しくなって、そうではなくてやはり、今日は月曜日でこれをするんだとか、じゃあ明日は何だろうとか、ご本人が考えるような暮らしのメリハリをつけることがすごく大事であって、それがご本人の老化も防ぐし、日々の生活のモチベーションにもなるし、いかにご本人にストレスがないくらいの考えることを提供するかというのがとても大事だと思うので、今日のあなたの日課はこう考えているけれどもというように提示できるような取組みも、ここまでいろいろ工夫され努力されていると思うので、ぜひお願いしますということ。

最後に、これを見て、私たち進捗管理委員会が提言したいろいろな指摘に関して、ちゃんとやっているという反発はなかったのかなというのを思っていて、本当はやっているけれども、私たちが見に行ったときにはたまたまやっていなかったとかそんな説明もできなくて、私たちは本来はここまでやっていて、いろいろな意見を受けたのでここをもう少しやるように努力しました、のような説明がほしいと思っていますが、職員さんに見ればきっとできていたというところもあったと思うんですけども、もしそのあたりがあれば、職員さんが努力しているところを教えてくださいたいと思います。

(佐藤座長)

本人部会と日中活動と、指摘に対する認識で相違点があれば言ってほしいということですね。もしお答えやコメントがあれば、いただければと思います。

(事業団)

それぞれのご指摘いただいたことに関して、例えば温冷配膳車の件は、実は昨年から議論をしていたことでした。ですからそれを実施に移すのに手間取ってしまったという、本当に忸怩たる思いがします。それがどうしてだったのかというのが、よくわかっていて前に進みきれなかったというところが、これまでの事業団の抱えていたことなんだろうと考えます。ですから今日、お示しをして職員がいろいろ工夫をして、ご指摘されたことをどうしようということで、本当は元々そういう力を持っていましたし、そういうきっかけがあればできる職員ばかりだったとっております。そういう意味では、これはできていたと、ご指摘はありましたけれども、やはり何度もお話をしておりますように、トップの覚悟と申しますか、指導力と申しますか、リーダーシップと申しますか、そういうところに尽きるのかなというところですよ。

(佐藤座長)

確認なのですが、本人部会というのはもう既にやっつけちゃるんですね。

(事業団)

はい。

(三島委員)

3点あります。

1点目、資料1の袖ヶ浦福祉センター更生園の、今後も継続的に改善を必要とする点で、少人数支援は今後も必要となる点かと思えます。これは、今の建物ではもうできないということで下してしまうのはいけないので、一応、できようができませんが、抱負として改善を必要とする点にあげておいた方が良くはないかと思えます。その視点がなくなってしまうのは問題かなと思えます。

2番目、僕はどうしても先ほどの、15ページの表に拘ります。なぜ拘るかという、僕個人が、自分がこの中に閉じ込められたらすごく嫌なんですよね。それで、最初の2月のときには外出というのは結局、1人は1月に4回程度になりますが、1月の残り26日はもう作業棟と居住棟の間を行き来するときには空気を吸うということですよ？僕は1月のときにはそのように受け止めました。6月になって8回になったと言っても、結局残り22日は作業棟と居住棟の間を行き来している、100mや200mのところを通り抜けるくらいで、これは刑務所より悪いのではないかという感じがしてしまうんですね。ですから今のこの状態だって決して、そんなに良いと僕は思えないんですよ、僕の認識が間違っていたら指摘してもらって結構なんですけれども。こうした状況は、やはり非人間的だと思うんですよ。特に問題になるのは、散歩。基本的に、僕らは1日に1回は外に出て、ふらっとしますよね。少なくとも散歩は、センターも広いので中でちょっと歩くことは日常のプログラムの一つにあっても良いと思うのが、一つあります。ただ、制度的にはこれ以上はできないのではないかという気持ちもします、今の施設の入所体系からしますと。一生懸命やっているとありますが。

3番目、更生園の職住分離のところですね、さつき寮は以前からも職住分離を進めてい

たと。他の更生園の日中活動でも職住分離を進めるためと書いてありますが、今までは分離はしていなかったのかなと。それで、僕も障害が重い方のところに行って聞いてみたら、どうしてもここの中でというお話があったんですよ。そうするとその人たちというのは、生活の場であり、日中の過ごし場の場であり、それが1年続くということで、そういう暮らしをしているのかなと思ったのですが、その点について確認させてもらいたいです。

(事業団)

まず2点目の外に出る機会としては、一時期、強度行動障害の方たちの作業棟への通勤方法を検討し、車を使って外に出て、遠回りをして通勤するという取組を行ったことがあります。今も検討していて、作業棟は道路を挟んでいるのですが、こちらの方に車を使って行く。そうすると外に出る機会があり、お店に寄るといったこともできるということ、実際に検討しています。さらに個別性でいうと、毎日自動販売機でジュースを買って帰る方も、中にはいらっしゃいますし、一人ひとりに合わせるというのは重要だと思いますので、これからも取り組んでいきたいと思っています。

少人数ということに関しても、移行を進めながら取り組んでいこうと考えているところです。

職住分離については、作業場所と生活場所が一緒ということではなくて、作業場所は別にあります。ただ、食事の場所がないということで、一旦寮に帰ってきてごはんを食べるという意味で、職住分離の明確化ということで、今整備を進めているところです。

(佐藤座長)

ありがとうございました。他にはよろしいですか？

私から2点だけ。今日いろいろとご説明いただいたことの他に、前回の委員会で、今日も三島委員がちょっとおっしゃいましたが、ずっと裸でいらっしゃる方がいるという。そういう方はいらっしゃるとして、それが特性であればそうおっしゃっていただいて結構なのですけれども、その方も外に出たときは裸ではないということらしいので、それはどういう事態なのかということですね。それは改善をされたのか、それとも仕方がないということなのかということが1点。それから2点目として、前回の委員会のときに、開放性をとるということで、利用者の方が外に出たときに鍵を開けるというお話があって、それは今でもそうなのか、つまり利用者の方がいらっしゃると外から鍵を閉めるということも継続しているのか、この2点を教えていただけませんか？

(事業団)

1点目の裸で過ごされる方についてですが、非常に敏感というか、感覚が鋭い方です。

(佐藤座長)

実際におられるのですか？

(事業団)

はい、おられます。ただ、全く着られないということではなくて、外に作業に行ってい

る間は着られて、一時、寮に帰ってくると全く着られなくなったときはありましたけれども、今は場面ごとに着ていられる時間を増やしていて、ちょっとずつ長く着ていられる状況です。ただ、お風呂のときになると、洗濯している服を待っている。同じ服を繰り返し着る特徴のある方なので、その時間だけ裸ということはありません。他の方でも何人か脱衣をしてしまう方がいらっしゃるんですけども、ずっと着られないということではなくて、その場面でちょっと時間を置けば着られるということはありません。ただ、外に出ていたりしているときは確実に着られるので、そういった時間を増やすことは、着衣を促すという意味では適切な試みだったと思っています。

(佐藤座長)

パンツは履いていらっしゃるんですか？

(事業団)

一人の方は履けないです。

2点目の開放性の件についてですけども、さつき寮とそよかぜ荘という強度行動障害の棟がありますが、そちらについては、作業棟で過ごすときには棟の鍵を閉めたりとかをしております。ただ、寮の中に戻ってというか、生活の場に戻ってきたときは鍵が閉まっている状況になります。生活棟の中で過ごした場合ですね。他の寮については、鍵をかけていないときもあります。

(佐藤座長)

それは、中に人がいらっしゃらないときに鍵をかけているのですか？

(事業団)

今口述しました棟については、いらっしゃる時も開いています。2寮が開いています。

(佐藤座長)

わかりました。

## ○資料4、別冊資料1、2、3について説明 [非公開]

(2) その他

〈委員討議〉

(大屋委員)

袖ヶ浦福祉センターの役割ということで、強度行動障害の方の支援に関して県内でモデル的な施設になることを目指すと、それは県立のレベルに達することの一つの要件であるということが、以前から現在までずっと言われていると思いますが、それは強度行動障害の人を施設の中で支援するのではなく、強度行動障害の人が、それなりの改善がみられるかは別として、その人なりの特性を持ったまま地域で暮らすというところまでいって、初

めて強度行動障害の支援ができるということ達成したことになる訳ですね。施設の中にいて、何となく静かにしているというのはちょっと違うと思います。そういう意味では、先ほど三島委員がおっしゃったモデルは大きな参考になると思います。となると、今後指定管理の事業の部分だけではなかなか達成できない訳で、指定管理の部分ではない自主事業の、さっきのながうら地域支援センターの復活をしていくということをさっきおっしゃったのですが、その機能をより充実させることで、その地域へ移行することの第一歩とするような構想を持っておられるとお聞きしたのですが、本来ならばもしかするとそこ自体が指定管理の範囲内なのかもしれません。指定管理として地域へ移行していくというところを含めたところが指定管理の範囲かもしれないと思うのですが、それは県の方で考えていただくとして、このながうら地域支援センターか、さっき三島委員のおっしゃったもっと拡大した地域生活定住化センターの機能まで含めるのか、これはたぶん行動援護その他日常生活支援まで含めると思うんですけれども、そういうところに県がどのように支援するのか、建物は無償で貸すのか安く貸すのか、さらに一番問題なのは人がどうやってそこに移行していくのかということですよ。今の職員がそちらに移行したとなると、それは事業団の職員だけ指定管理の仕事とは違うというようなことになりますよね。そのあたりについて、この場でお聞きするというよりは今後、事業団及び県がどのように考えているのかということをお聞きしていただくとありがたいと思います。いろいろ厳しい意見はありますが、進んでいるのは確かだと思うので、その第一歩として先ほどの構想を進めていただければ具体的な案を今後教えていただければありがたいと思うので、次回以降、よろしくをお願いします。

#### (事務局)

今日聞いたばかりのことですので、今ここでお答えはできませんが、一つは自主事業については、集中見直し期間、袖ヶ浦虐待事件が起きて、自主事業ではなくて本業に特化するというような方針の下取り組んでいただきましたが、これが進捗管理委員会の委員の皆さまにも、まずはその時期は脱したんだというようなご評価もいただいております。大屋委員のように新しい展開に、事業団としても県としても、取り組むべきではないかという御意見をいただければ、県としてもいろいろな事業を参考にしながら、どういったことができるかということについても検討してまいりたいと考えています。

## 第13回見直し進捗管理委員会（平成29年7月25日）

### その他の意見概要

※ 個人情報や確定前の情報を含む内容は非公開で審議しているが、支障の無い範囲で意見の概要を公表してほしいという委員の御意見をうけて、非公開で審議した部分の意見の概要を公表するもの

テーマ	意見
次期指定管理者の募集の応募状況について	○第三者検証委員会の最終答申では、複数の法人が応募できる状況をつくってくださいと指摘したが、結果として応募は1者である。これは県の責任として、最終評価で意見を述べることになるだろう。
袖ヶ浦福祉センターが建替えと決まったときの場所について	○今のセンターはコロニー構想の時代では適切だったが、これからは地域の時代となる。施設のあり方を検討し、もしセンターを今後、建替えると決定した場合は、千葉県中央部に施設をつくるのが良いだろう。
袖ヶ浦福祉センターの今後の方針について	○県がセンターを今後どうするかという理念を示す必要がある。県が作成している障害者計画に盛り込んだり、県の中に県立施設のあり方を考えていく場が必要だろう。神奈川県津久井やまゆり園でも県の建替えに県民からストップがかかり、再検討となった。その事例を見習いながら、県立施設の今後を真剣に考えてほしい。